

瀬戸内市訪問看護ステーション虐待防止のための指針

令和 6年 1月 1日制定

(事業所における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1条 当事業所では、虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）並びに障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともにその早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

- (1) 身体的虐待 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待 利用者に猥褻な行為をすること又は利用者に猥褻な行為をさせること。
- (3) 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止検討委員会その他施設等内の組織に関する事項)

第2条 事業所は、虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は管理者が適切と判断した者により構成し、委員長は管理者とする。
- 3 委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）は、年1回以上定期的に開催する。
- 4 委員会は、次のことを検討、協議する。
 - (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - (3) 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について、職員が相談、報告できる体制整備に関すること
 - (4) 職員が虐待等を把握した場合、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策

に関すること

(6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(7) 委員会その他事業所の組織に関すること

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3条 介護、支援に携わる全ての職員に対して、虐待防止と人権を尊重したケアの励行を図るため職員研修を実施する。実施後、研修資料、実施概要、出席者名簿等を保存する。

(1) 定期的な研修（年1回以上）の実施

(2) 新任者に対する虐待防止のための研修の実施

(3) その他の必要な教育・研修の実施

(虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4条 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

2 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5条 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、第2条第2項に規定する委員長が適切と判断した者（以下、「担当者」という。）に報告する。ただし、虐待者が担当者本人であった場合には、他の上席者等に報告、相談する。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、他の職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った本人に事実確認を行う。ただし、虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者の当該職務を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列により概要を整理する。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の担当窓口等に連絡、相談する。

5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6条 成年後見制度の利用相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合は、利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7条 苦情相談窓口を通じて虐待に係る相談があった場合は、速やかに管理者へ報告する。ただし、当該責任者が虐待等を行った者である場合は他の上席者に相談する。

2 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。

3 対応の流れは、第5条の規定によるものとする。

4 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第8条 当該指針は、利用者及び家族等の求めに応じ、いつでも施設内で閲覧できるものとする。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

第9条 第3条に規定する研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように研鑽に努める。